

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク） スタートアップマニュアル

本マニュアルは、厚生労働科学研究「市町村及び民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究」（※）において、新たに「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」（以下「地域協議会」という。）をスタートしようとする自治体の関係者を念頭に、地域協議会の設置によって何が変わるのか、どのように運営していけばよいのかなど、地域協議会の設置・運営に当たり、まずは必要となる知識、ノウハウなどをとりまとめたものである。

なお、この地域協議会は、児童虐待への対応の最前線に立つ市町村の中核となる組織であり、その運営の在り方次第で、地域における子どもたちの安全と幸せが大きく左右されることが考えられる。

このため、本マニュアルが、これから地域協議会を立ち上げようとする自治体、どのように運営すればよいのか戸惑っている自治体等の関係者の方々にとって、参考となれば幸いである。

※ 厚生労働科学研究「市町村及び民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究」は、研究者：加藤曜子（流通科学大学教授）、研究協力者：安部計彦（西南学院大学准教授）らによって実施。

地域協議会の設置によって、何が変わるのか。

○地域協議会が設置され、機能することによって、次のような変化が期待される。

①早期発見・早期対応

- ・子育て支援にかかわる機関連携が向上することで、学齢期前（新生児・乳児期・幼児期）など早期の段階での児童虐待の発見が増える。
- ・子どもの安全への認識が深まり、予防的対応がとりやすくなる。

- ・地域協議会に関する事務を総括する「要保護児童対策調整機関」（以下「調整機関」という。）に児童虐待等の情報が集約されるため、関係機関の連携した対応がスムーズになるとともに、ケースのたらい回しや放置がなくなる。
- ・関係者が定期的に顔を合わせることでお互いの機能を知り、「気になるレベル」でケースを紹介しあうことで、虐待が深刻化する前に関係者間で対応が図られる。

②関係機関の連携

- ・関係機関のメンバー同士が顔見知りになり、相互理解が図られることで、ケースの押し付け合いがなくなり、役割分担を決めつつ、協力しながら支援を行うことができる。
- ・関係機関が連携することで、「『別の機関に紹介したから大丈夫、相手機関が動いているはず』など、思い込みや期待で安心し、事実を確認しないまま結局どの機関もかかわっていなかった」といった事態を防ぐことができる。
- ・同じ事例を複数の機関が個別に対応していたのでは、情報の共有や連携を図りながらの対応は難しい。しかし、各機関は、子どもの安全を願う目的が同じであるため、地域協議会を通じてつながりが強化され、連携の取れた対応を図ることができる。
- ・関係機関が集まって情報交換することで、多方面からの情報を基に、多角的・総合的にケースの理解や援助方針が検討できるようになり、適切な支援が可能となる。
- ・他の機関と連携することで子どもや家庭の状況の把握や理解が深まり、援助の質をあげることができる。
- ・子どもが施設に入所中であっても、地域の関係機関に児童相談所から情報を伝えることで、帰省中の見守りが行われたり、家庭引き取りに向けての地域の体制づくりや家族への援助を行うことができる。

③担当者の意識変化

- ・担当者一人だけがケースを抱え込むという危険性や過重な負担が生じるといったことがなくなり、関係する機関全体で問題を共有することができるようになる。
- ・他の機関と協働して同じケースにかかわることで担当者の不安や孤立感が減り、「仲間」としての連帯感が生じる。
- ・児童虐待等の要保護児童に対する認識が高まり、児童虐待等への対応の温度差がなくなり、重症度、危険度が高いケースへの対応が早くなる。

- ・地域協議会の実務者会議等のメンバーは、多様なケースとその対応を検討することによって能力が高まり、それぞれの所属機関における虐待対応の指導的役割を担う意識が生まれ、各機関における児童虐待への対応力が高まる。
- ・援助を行うケースが多くなると、経験の積み重ねや各機関の役割がわかり、相談への対応力が向上する。
- ・長期的な支援が必要なケースについて、以前は児童相談所での対応や施設入所等での解決を望むことが多かったが、関係機関が連携して対応することにより、地域（市町村）レベルで支援可能なケースが増加する。

どういう手順で設立し、運営していけばよいか。

（設立まで → 設立後当初 → 1年目 → 2年目以降）

1. 『設立』まで

1) 「虐待防止ネットワーク」が存在せず、直接、新たに「地域協議会」を立ち上げる市町村

①調整機関及び構成メンバーを決定する

- ・市町村内部において、児童相談所や関係する機関から児童虐待等の対応についての意見・考え方を聞くなどして、児童虐待等の現状認識を深めるとともに、地域協議会の設置の必要性と動機付けを高める。特に保健部門と福祉部門との足並みをそろえることが重要である。
- ・調整機関となることが予定されている組織は、市町村の教育、福祉、保健担当部局のほか、関連する部局や児童相談所の参加により設置検討会議を開催し、地域協議会設立への理解を得るとともに、市町村内部の関係部局や児童相談所と継続的に連携が図られるような体制づくりを目指す。
- ・調整機関の職員については、関係機関相互のコーディネートを行うことから、常勤の専任職員の配置が望ましい。また、児童相談所OBなど児童福祉司の資格を有する者のほか、保健師、保育士の専門職や家庭相談員などを専任職員として相談部門に配置すると同時に、予算獲得や事業の企画、庁舎内の調整、広報、研修会開催などの業務を担当する行政職の両方を配置することが望ましい。

- ・教育や警察との連携強化を図るため、人事交流等を活用し、調整機関に教育委員会の指導主事などの職員を配置することも考えられる。

②調整機関内で、運営のあり方について検討を行う

- ・地域協議会で取扱う対象範囲については、児童虐待のほか、非行、配偶者からの暴力（DV）なども想定される。設立当初は、児童虐待から始めるとしても、地域協議会の展開状況等を見極めながら、その対象範囲の拡大も検討する。
- ・すでに立ち上がった他の自治体の要綱を取り寄せるなど、幅広く地域協議会の設立や運営についての資料を収集するとともに、活動方法や効果についても調べる。

③関係機関に参加の呼びかけを行う

- ・選定された関係機関には、まず、各機関の代表者に調整機関の担当主管課（室）長と担当者が共に出向き、地域協議会の意義、役割などの説明を行い、地域協議会への理解を得ながら参加の要請を行う。

なお、特に実務者会議メンバーにおいては、事例の検討、ケース管理等も行うため、児童虐待等の対応に関する知識や経験があり、かつ、積極的に取り組んでいただける方の参加が望ましい。

- ・関係機関の参加の呼びかけに際し、地域協議会の守秘義務等の説明を行い、地域協議会への理解を図るとともに、地域協議会への情報提供の協力についても要請を行う（医療機関関係者や保健師など）。

④要綱を作成し、公示する

- ・「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」に基づき、関係機関と協議、調整を行い、設立運営要綱等を文書化、制度化しておく。また、地域協議会を設立した時は、必ず公示を行う。

⑤都道府県（児童相談所）との連携を図る

- ・都道府県から、すでに立ち上がっている他の市町村の要綱等の資料提供を受けるとともに、積極的に地域協議会の設立や運営方法に対する助言・指導を受ける。
- ・都道府県が実施する研修に積極的に参加するとともに、都道府県が作成したマニュアル等を活用する。
- ・児童相談所から専門家の派遣・配置などを受け、各会議の運営や具体的な事例の見立て等について助言・指導を受けて、地域協議会のレベルアップを図る。